

## ダイナースクラブ メタルカード特約

## ■改定内容一覧

2026年2月2日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
3	3	3	3	当社が会員規約に定める有効期限を更新した新たなメタルカードを発行する場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。	当社が会員規約に定める有効期限を更新した新たなメタルカードを発行する場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。 <u>なお、メタルカードの有効期限月の3ヶ月前の月末までに当社に対して退会の申し出がなされない場合には、その後、有効期限到来前にメタルカードの退会申し出がされたとしても、メタルカードの発行手数料相当額を支払うものとします。</u>
-	-	7	4	(新設)	<u>4. メタルカードの所有権は当社にあります。会員は、会員規約および本特約に基づき、メタルカードを善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。</u>
-	-	7	5	(新設)	<u>5. メタルカードに大きな力や衝撃を与えると、メタルカードの金属部分が剥がれたり、メタルカードが変形したりする場合があるため、会員はこの点に注意して、メタルカードを管理するものとします。</u>
-	-	11		(新設)	<u>第11条(カードの破棄)</u> <u>メタルカードは、次のいずれかに該当する場合について、使用不能の状態として処分するか、当社所定の方法により当社へ返却するものとします。</u> <u>(1)更新カードが発行された場合の更新前のカード。</u> <u>(2)対象カードあるいはメタルカードを退会した場合のカード。</u> <u>(3)紛失等によりメタルカードの再発行を受け付けた後、発見した再発行前のカード。</u>

LC-5754-202602